

後期高齢者医療制度がはじまります

平成20・21年の保険料率をお知らせします

平成20年4月から、現行の老人保健制度にかわり、後期高齢者医療制度が始まります。この制度の対象となる被保険者は、75歳以上の方です（65歳以上75歳未満で一定の障がいがあると認定された方も対象となります。）。

制度の運営は北海道後期高齢者医療広域連合が行い、保険料の徴収や各種申請、届出などの窓口業務は各市町村が行います。

◆保険料の仕組みは？

医療給付等に必要な財源は、患者が医療機関の窓口で支払う一部負担金を除くと、被保険者の保険料（1割）と、国や道、市町村からの公費（約5割）、現役世代からの支援金（約4割）で構成されます。保険料は、被保険者ごとに算定され、被保険者全員が等しく負担する「被保険者均等割額（以下「均等割額」）と、所得に応じて負担する「所得割額」に区分されます。

◆保険料率は？

個人の保険料は、均等割額と所得割率からなる「保険料率」で計算されます【表1】。基本的には、道内で均一です。

◆保険料の軽減と減免は？

新冠町にお住まいの方の保険料率は、平成20・21年度において、年間、均等割額が4万3143円、所得割率が9・63%です。これは、11月22日開会の広域連合議会で制定された保険料条例で決まったものです。

所得が低い世帯の被保険者は、世帯全体の総所得金額等の状況に応じて、均等割額が軽減されます【表2】。

また、後期高齢者医療制度に加入する前日まで、被用者保険の加入者に扶養されていた方は、これまで保険料の負担がなかったことから、激変緩和のため、2年間、所得割

がかからず、均等割額が5割軽減されます。なお、これらの方は、平成20年度は特例として保険料を9月まで徴収せず、その後の半年は均等割額の1割、21000円の負担となります。

そのほか、災害などで重大な損害を受けたときや特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料を納めることが困難な方は、広域連合に申請することで、保険料が減免される場合があります。

◆保険料を納める方法は？

保険料は、原則、介護保険料と同様に、年金から自動的に納付されます。

ただし、年金受給額が年額18万円未満の方や、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える方は、各市町村の条例で定める納期ごとに、納付書などの方法で納めることとなります。

◆年間の保険料額は？

新冠町にお住まいの被保険者が1年間に支払う保険料額は、次ページの【表3】を参

考にしてください。

なお、保険料の年間の限度額は、50万円となっています。

●お問い合わせ先

役場町民福祉課医療給付係
☎47・2111

北海道後期高齢者医療広域連合
☎011・290・5601

□後期高齢者医療制度の主なポイント

- ①被保険者一人ひとりが、負担能力に応じて公平に保険料を支払うこととなります。
- ②被保険者証が一人に1枚ずつ交付され、医療機関で診療を受けるときは、この被保険者証のみを提示することとなります。
- ③医療機関の窓口での自己負担割合は、現行の老人保健制度と同じく1割（現役並み所得者は3割）です。
- ④医療保険と介護保険のサービスを両方利用して自己負担が著しく重くなる方々の負担を軽減します。

■受けられる給付で申請が必要なものは？

後期高齢者医療制度では、病気やけが、死亡に関して給付を行います。申請が必要なものもあります。

病気やけがでかかった医療費が高額になった場合に自己負担限度額を超えた分が給付される高額療養費や、被保険者が死亡した場合に給付される葬祭費などで、現行の国保や老人保健制度と基本的には同じです。

また、新たに「高額介護合算療養費制度」という仕組みが設けられ、医療でかかった自己負担と介護保険サービスの利用者負担の合計額が著しく高額になる場合に、その世帯の負担を軽減します。

これらの給付を受けるには、現行の老人保健制度と同じく、各市町村担当窓口へ申請してください。

なお、広域連合では、後期高齢者に対する健康診査を実施します。詳細は、別途お知らせします。

表1 「保険料額の求め方」

均等割額 43,143 円 + 所得割額 (総所得金額等 - 基礎控除額 33 万円) × 所得割率 9.63%

保険料額に 100 円未満の端数が出た場合、その端数は切り捨てます。
 なお、年間の所得が 5,074,102 円以上の方の保険料は、50 万円です。

表2 「均等割額の軽減について」

| 総所得金額等が下記の金額以下の世帯 | 軽減額 (軽減割合) | 均等割額 |
|---|------------------|----------|
| 33 万円 | 30,201 円 (7 割軽減) | 12,942 円 |
| 33 万円 + (24 万 5,000 円 × 世帯に属する被保険者数) 【ただし、被保険者である世帯主は除く】 | 21,572 円 (5 割軽減) | 21,571 円 |
| 33 万円 + (35 万円 × 世帯に属する被保険者数) | 8,629 円 (2 割軽減) | 34,514 円 |

※ 65 歳以上の方の公的年金等に係る所得については、その所得の金額から特別控除として 15 万円を差し引いた額を総所得金額等として判定します。

※ 世帯主が被保険者ではない場合でも、その世帯主の所得は、軽減の判定の際の対象となります。

表3 「平成 20・21 年度における個人の後期高齢者医療保険料額の試算 (年額)」

この表は、年間の保険料額がどの程度になるかを試算したものです。
 被保険者それぞれの保険料は、平成 20 年 4 月以降に送付する保険料決定通知書でお知らせします。

例 1) 1 人世帯の場合

| 所得 (参考: 年金収入のみ) | 30 万円 (150 万円) | 80 万円 (200 万円) | 130 万円 (250 万円) | 180 万円 (300 万円) | 225 万円 (350 万円) | 262.5 万円 (400 万円) |
|--------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|----------------------|
| 保険料額 | 12,900 円 | 79,700 円 | 136,500 円 | 184,700 円 | 228,000 円 | 264,100 円 |

例 2) 夫婦 2 人世帯の場合

| | | ① | ② | ③ |
|--------------------|---|-------------------|-------------------|--------------------|
| 所得 (参考: 年金収入のみ) | 夫 | 30 万円 (150 万円) | 80 万円 (200 万円) | 130 万円 (250 万円) |
| | 妻 | 0 万円 (50 万円) | 0 万円 (50 万円) | 0 万円 (50 万円) |
| 保険料額 | 夫 | 12,900 円 | 79,700 円 | 136,500 円 |
| | 妻 | 12,900 円 | 34,500 円 | 43,100 円 |

※ 夫婦 2 人世帯の場合、夫の年金収入の額で判定すると、収入が 168 万円以下は 7 割軽減、192 万 5 千円以下は 5 割軽減、238 万円以下は 2 割軽減です。
 ※ 表 2 の判定方法により、①は 30,201 円、②は 8,629 円が軽減されています。